

輪島市監査公表第 6 号

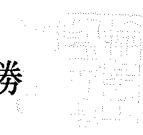
地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、
同条第 9 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 24 年 2 月 15 日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成24年2月2日（木）教育委員会庶務課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回あらかじめ提出を求めた平成23年度の監査資料（平成23年4月から12月まで）に係る事務事業全般及び平成22年度以降分の備品購入費並びに備品台帳を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部について次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○教育委員会庶務課の業務については、学校等教育施設の建設や整備に関すること、スクールバスや子ども議会・教育委員会会議に関すること等、多岐にわたっている。中でも河井小学校校舎の耐震補強及び老朽化した校舎の改修工事が現在最も大規模な事業とのことである。他の小・中学校校舎等の施設の補修、簡易な改修についても、各学校からの要望を踏まえ、児童・生徒の安全確保に万全を期されたい。

○県立高等学校活性化支援事業については、講演会の実施・学校情報誌の発行や朝市出店によるオリジナル開発商品販売、ボランティア活動推進等、生徒個々人が研修・研究や学習活動を行うことにより、優秀な人材育成効果を高めているとのことでありたいへん喜ばしいことである。将来この経験を活かし社会で活躍する人材が多く輩出されることを願う。

○高校生徒通学補助事業については、市外の高校への通学にも補助していることである。地理的条件等で高校を選んでいる事情もあると思うが、輪島市内の高校存続を鑑み、事業内容の検討をしていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成24年2月2日（木）教育委員会学校教育課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成23年度の監査資料（平成23年4月から12月まで）に係る事務事業全般及び平成22年度以降分の備品購入費並びに備品台帳を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○教育委員会学校教育課の業務については、学校の管理運営、環境衛生、学校給食及び教育研究所に関すること等多種多様である。中でも小・中学校で教育研究課題の取り組みや市単独での学力検査の実施等で更なる学力向上を目指しているとのことであり、各学校とのコミュニケーションを図り、一層の協力体制の下、教育行政として学校教育推進及び学力向上推進に引き続き邁進していただきたい。

○門前高等学校奨励金貸付金元利金の未収金については、何らかの対策を取り回収に努めているとのことである。今後、滞納繰越金とならないよう、本人はもちろんのこと、家族や保証人との接触をし、引き続き積極的な取り組みを要望する。

○門前東小学校・門前西小学校の監査時、情報セキュリティ管理について質問したところ、「個人パソコンの持ち込みやＵＳＢメモリの持ち出し禁止は徹底しているが、校内のパソコンがかなり古いモデルのため、業務に支障を来している」と回答があった。そのことが時間外勤務や個人情報漏洩等につながりかねないと思われる。他の学校についても考えられるので、適宜の対応をしていただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①給食備品の管理について

共同調理場の備品管理については、県様式により行なわれているが、実際には記載対象外の備品を多数所有しており、その分については台帳整備が行なわれていないようである。また、現況では毎年基準日現在の保有数、廃棄数の推移しか分からず、購入日、廃棄日、購入価格等が不明となっている。新年度から共同調理場は民間業者委託による管理へ体制が変わることを考えると、貸与する備品の内容を明確にしておく必要があると思われる所以、市財務規則に基づいた備品管理の徹底をお願いしたい。

給食配送を受けている学校の関係備品も同様とする。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成24年2月2日（木）教育委員会生涯学習課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成23年度の監査資料（平成23年4月から12月まで）に係る事務事業全般及び平成22年度以降分の備品購入費並びに備品台帳を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○教育委員会生涯学習課は、公民館・図書館活動、男女共同参画社会の推進、スポーツ振興及び青少年の健全育成に関すること等、まさに地域住民の交流形成部門とも言える。このような多種多様な業務を限られた職員で工夫を凝らし遂行されていることが伺える。

○今年度秋オープンしたマリンタウン競技場については、冬季間の天候不順な時にも活用されていたとのことであり、春に向けて県内外に活用内容や競技場の良さをPRし、輪島の活性化につなげていただきたい。

○図書館業務については、資料収集・利用及び保管、読書会・研究会・展示会等を開催し、利用者数増加に工夫されていることが伺える。

また、他市町を会場として輪島市図書館協議会が開催されているが、旅費が発生している以上無駄にならないよう、輪島にないものを取り入れ、より一層利用者サービスや利用者数増加の向上に努められたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①補助金対象事業の事務処理について

公民館の定期監査を執行した際に、補助事業で収支決算書の内容に不備が見られた。各公民館に対し、現金を取り扱っている立場としての責任を持つていただくよう指導していただきたい。

また、生涯学習課が所管する立場として、補助金の適正な執行を図るため、公民館に任せきりにならないよう、各団体への問題点の指摘等を含めて各公民館に対し、事務処理方法を指導していただきたい。

②体育施設指定管理について

体育施設指定管理者の監査時に、基本協定書第24条第4項に基づく「施設の先月分の利用状況及び利用料金等の収入状況を、翌月10日までに甲(輪島市)にするものとし……」とされている部分の報告状況について質問したところ「口頭で報告しており、書面で記録したものはない」と回答があった。生涯学習課では、「口頭での報告を記録として残している」とのことであるが、証拠として今後は書面での報告体制にしていただきたい。

③図書館の図書購入及び書籍廃棄の処理について

図書の収集に関する方針は定められていたが、購入手順に関することについては、明確に示したものがないようである。図書館の職員で協議をもって決定しているとのことであるが、公費により購入されていることを鑑み、組織の中でのルールを明確にし、監修的立場として業務遂行されたい。

また、書籍の廃棄については、図書館独自の台帳は作成されていたが、書籍は備品として購入している観点から、市財務規則に基づいた方法で手続きをしていただきたい。